

分別収集計画

平成25年5月

山武郡市環境衛生組合

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	9
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	15
資料編	17

1. 計画策定の意義

山武郡市環境衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成8年度にごみ焼却施設及びリサイクルプラザ施設を、平成10年度に管理型の一般廃棄物最終処分場を整備し、適切な運営、維持管理のもと廃棄物の適正処理・処分を行っています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）施行に伴い分別品目の細分化などごみの減量化とリサイクルに積極的に取り組み組合圏域における循環型社会の構築を目指しているところです。

しかしながら、ごみの排出量の推移を見ると近年は若干減少したもののごみ排出量は増加傾向にあり、ごみの減量化・資源化をさらに推進する必要があります。

本計画はこのような状況の中、容器包装リサイクル法の第8条に基づいて、一般廃棄物中に混在する容器包装廃棄物の分別収集に関する基本方向をはじめ、分別収集に係る住民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針等を示すものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を目指していきます。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下に示すとおりです。

- ・住民、事業者、行政の3者協働による循環型のまちづくり
- ・ごみの排出抑制、減量化、資源化を更に推進しごみ処理、処分による環境負荷の低減
- ・分別収集体制の更なる充実を図り、効率的なりサイクルシステムの構築
- ・事業系ごみの減量化の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定するものとします。

4. 対象品目

本計画では、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象品目とし、各々の方針を示しています。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、以下に示すとおりです。

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(t/年)

町村名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
組合		3,469	3,412	3,363	3,318	3,266
内 訳	山武市 (旧成東町を除く)	1,808	1,779	1,750	1,726	1,702
	横芝光町 (旧光町を除く)	895	880	867	856	842
	芝山町	766	753	746	736	722

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては住民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、それぞれの立場の役割を分担し3者協働で推進していきます。

①生活系ごみ

- ・ごみと資源物の分別排出の徹底を推進し、資源化可能なもののリサイクルを推進する。
- ・集団回収への積極的参加を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本組合で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、選別するための処理施設の状況等を勘案し、下表左欄のように分別収集する容器包装廃棄物の種類を定めます。

また、住民の協力度合い、処理施設、収集体制、収集機材等を勘案し収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおり定めます。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分	実施の有無	
スチール缶	カン・ビン	実施中	
アルミ缶			
無色ガラス			
茶色ガラス			
その他ガラス			
紙パック	紙パック	実施中	
段ボール	段ボール	実施中	
紙製容器包装	—	今後検討	
PETボトル	ペットボトル	実施中	
容器包装プラスチック	—	今後検討	
	内白色トレイ	白色トレイ	実施中

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、以下に示すとおりです。

組合		t/年									
		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
スチール缶		99		99		100		100		101	
アルミ缶		53		53		53		54		54	
無色ガラス		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		110		110		111		112		112	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		110	0	110	0	111	0	112	0	112	0
茶色ガラス		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		136		136		137		138		139	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		136	0	136	0	137	0	138	0	139	0
その他ガラス		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		60		60		60		61		61	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		60	0	60	0	60	0	61	0	61	0
紙パック		1		1		1		1		1	
段ボール		50		50		51		51		51	
紙製容器包装		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0		0		0		0		0	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PETボトル		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		81		81		82		82		83	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0	81	0	81	82	0	82	0	83	0
容器包装プラスチック		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1		1		1		1		1	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
内白色トレイ		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1		1		1		1		1	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
スチール缶	52		52		52		52		53	
アルミ缶	28		28		28		28		28	
無色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	58		58		58		58		58	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	58	0	58	0	58	0	58	0	58	0
茶色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71		71		71		73		73	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	71	0	71	0	71	0	73	0	73	0
その他ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	31		31		31		32		32	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	31	0	31	0	31	0	32	0	32	0
紙パック	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
段ボール	26		26		27		27		27	
紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PETボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	43		43		43		43		43	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	43	0	43	43	0	43	0	43	0
容器包装プラスチック	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5
内白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
スチール缶	26		26		26		26		26	
アルミ缶	14		14		14		14		14	
無色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	29		29		29		29		29	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	29	0	29	0	29	0	29	0	29	0
茶色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	35		35		36		36		36	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	35	0	35	0	36	0	36	0	36	0
その他ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	16		16		16		16		16	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0
紙パック	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
段ボール	13		13		13		13		13	
紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PETボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	21		21		21		21		22	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	21	0	21	21	0	21	0	22	0
容器包装プラスチック	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3
内白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
スチール缶	21		21		22		22		22	
アルミ缶	11		11		11		12		12	
無色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		24		25		25	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	23	0	23	0	24	0	25	0	25	0
茶色ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	30		30		30		29		30	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	30	0	30	0	30	0	29	0	30	0
その他ガラス	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13		13		13		13		13	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
紙パック	0.2		0.2		0.2		0.2		0.2	
段ボール	11		11		11		11		11	
紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PETボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	17		17		18		18		18	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	17	0	17	18	0	18	0	18	0
容器包装プラスチック	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.2		0.2		0.2		0.2		0.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2
内白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.2		0.2		0.2		0.2		0.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

1) 将来人口の設定

将来人口の予測値は、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成22年10月)」の値を採用しています。組合の将来人口は、各市町に設定された将来人口を積み上げたものであり、平成24年度現在において54,570人であったものが、平成30年度では52,038人(H24の0.95倍)となります。(詳細は資料編参照)

2) 1人1日当たりごみ排出量の設定

1人1日当たりのごみ排出量の予測値は、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成22年10月)」の値を採用しています。

今までの施策の継続、新たな施策の実施により、組合の平成24年度の1人1日当たりのごみ排出量766gを、平成30年度では702gに減量することを目指します。(詳細は資料編参照)

3) 容器包装廃棄物見込み量

各年度における容器包装の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)は、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率から算出します。

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率は、市町村分別収集計画作成手引き(七訂版)P28表2-3-1平成23年度平均を採用しています。但し、上記数値で算出した見込み量より、実績値が大きい品目に関しては平成23年度平均以外の年度で設定しています。回収率については、前年の1.02増加と設定しています。

また、各市町については、平成24年度の排出量の実績割合において按分して設定しています。(詳細は資料編参照)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本組合では、ビン・カン・紙パック・段ボール・ペットボトル・白色トレイの分別収集をすでに実施しており、現行の収集体制を継続していきます。なお、その他プラスチック製容器包装（白色トレイを除く）、紙製容器包装については、実施についての方針を検討していきます。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン・ビン	・委託業者による指定日回収 ・住民団体による集団回収	選別：直営 貯留：直営
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日回収	選別：直営 貯留：直営
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	選別：直営 貯留：直営
	その他プラスチック製容器	白色トレイ	委託業者による指定日回収	選別：直営 貯留：直営

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ビンは、既存のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管等の処理をおこないます。紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイは既存のリサイクルプラザで選別、保管等を行ないます。

分別収集の用に供する計画は下表に示すとおりです。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排出	集積場所	共通ステーションを利用
収集・運搬	収集車両	2トン平ボディー
選別・保管	リサイクルプラザ	処理能力 22t/日

分別収集の用に供する計画

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	カン・ビン	指定袋	2トン平ボディー	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管) カレットは、選別後 色別保管
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器				
	段ボール	段ボール	指定袋	2トン平ボディー	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定袋	2トン平ボディー	
	その他プラスチック製容器	白色トレイ	指定袋	2トン平ボディー	

分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・能力・数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器				
1.1 指定袋	①カン・ビン (スチール缶、アルミ缶、種類別、色別の必要なし)	(仕様) ポリエチレン 容量約35L (整備計画) 平成8年4月より収集開始	組合及び市町	平成8年度よりリサイクルプラザ供用開始
	②紙パック	(仕様) ポリエチレン 容量約35L (整備計画) 平成12年4月より収集開始		
	③段ボール			
	④ペットボトル			
	⑤白色トレイ			
2. 集積場所	①～⑤	ステーション	区及び市町	容器包装廃棄物の分別排出の指導

分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状・形式・能力・数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【運搬段階】				
1.専用車両	①カン・ビン （スチール缶、アルミ缶、種類別、色別の必要なし）	(仕様) 2トン平ボディ車 積載重量2トン 台数3台	組合 (但し、収集は委託)	平成8年度よりリサイクルプラザ供用開始
	②紙パック			
	③段ボール			
	④ペットボトル			
	⑤白色トレイ			

分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・能力・数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
【中間処理段階】				
1.再生施設				
1.1リサイクルプラザ		(整備計画) 平成8年4月から供用開始		
(1)選別・圧縮設備	①カン (スチール缶、アルミ缶選別圧縮処理) ②ビン (無色、茶色、その他の3色選別)	(仕様) 受入ホップ付破袋機 供給コンベヤ 磁選機 手選別コンベヤ アルミ選別機 プレス機 処理能力:15t/5h	組合	平成8年度よりリサイクルプラザ供用開始
(2)選別	①紙パック ②段ボール ③ペットボトル ④白色トレイ	(仕様) 手選別	組合	平成8年度よりリサイクルプラザ供用開始
(3)ストックヤード	①カン (スチール缶、アルミ缶選別圧縮処理) ②ビン (無色、茶色、その他の3色選別) ③紙パック ④白色トレイ ⑤段ボール ⑥ペットボトル	(仕様) 形状:プレス品 保管スペース スチール缶:36m ² ×2m=72m ³ アルミ缶:36m ² ×2m=72m ³ カレット 無色:35.93m ² ×2.5m=89.83m ³ 茶色:25.15m ² ×2.5m=62.88m ³ その他:26.56m ² ×2.5m=66.40m ³ 紙パック・白色トレイ 25.15m ² ×3.5m=88.03m ³ 段ボール 28.13m ² ×3.0m=84.39m ³ ペットボトル 72m ² ×1.4m=100.8m ³	組合	平成8年度よりリサイクルプラザ供用開始 ペットボトル、のストックヤードは平成12年度に整備

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画は、組合圏域における一般廃棄物の排出抑制、減量化計画の一環として、容器包装廃棄物に関して策定するものです。したがって、本組合において策定する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成22年10月）との整合を図ります。

また、容器包装の分別収集を円滑かつ効率的に進めて行く為に、住民、事業者、行政の3者が協働で取り組み分別収集体制を維持していきます。